

No.

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカードなどマイナンバーが確認できるものの提示が必要です。

転入

に関連するおもな手続き

様

支所

マークのあるものは、

三国・丸岡・春江支所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	問合せ窓口	受付済
カード	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方	・マイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用(転入日より90日以内) ・住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※パスワードが必要です		①市民生活課(1階) 0776-50-3030 0776-50-3035	
	署名用電子証明書が必要な方	電子証明書新規発行申請 ※署名用電子証明書は住所変更により失効します。再度申請の手続きが必要です。 ※原則、本人からの申請となります。	・マイナンバーカード ※パスワードが必要です		支所	
保険年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付	・本人確認書類 ※以下の手続きにも全て必要			
	→70歳から74歳までの方	保険証兼高齢受給者証の交付	(お持ちの方) ・前住所地の負担区分等証明書			
	→同世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票			
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ※資格喪失日より14日以内 ・国民年金の加入(20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	・勤務先からの健康保険資格喪失連絡票 等		③保険年金課(1階) 0776-50-3031	支所
	→各種認定証が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等の申請	(前の住所地で発行された) ・特定疾病療養受領証			
後期高齢者医療制度に加入している方 (75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方)	新しい後期高齢者医療保険証の交付 (後日郵送)	※県内からの転入の場合は手続き不要です				
→福井県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) ・負担区分等証明書		③保険年金課(1階) 0776-50-3031	支所	
→各種認定証が新たに必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証等の申請	※県内で引越した方で、今まで認定証を持っていた方は申請不要です				
子ども	小学生・中学生のお子さんがある方 (転校手続)	転校の申出 ※すでに坂井市教育委員会および新学校と連絡を取っている場合は不要です	※区域外の通学を希望される場合は学校教育課でご相談ください		学校教育課(4階②) 0776-50-3161	
	小学生・中学生のお子さんについて、前の学校で就学援助を受給していた方	就学援助の相談・申請	※新学校又は学校教育課でご相談ください		新学校 または 学校教育課(4階②) 0776-50-3161	
	0歳～中学生のお子さんがある方	児童手当の申請 ※受給者が公務員の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・請求者の通帳またはキャッシュカード ・請求者の健康保険証 ・請求者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの ・子が市外在住の場合は子のマイナンバーが確認できるもの ※必要なものがそろっていてもお立ち寄りください			
	乳幼児(未就学児)のお子さんがある方	乳幼児健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・子のマイナンバーが確認できるもの ・来庁者の身分証明書			
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票 ・妊婦のマイナンバーが確認できるもの			
	0歳～18歳(年度末)のお子さんがある方	子ども医療費助成の申請	・子の健康保険証 ・健康保険証扶養者の通帳またはキャッシュカード		⑤子ども福祉課(1階) 0776-50-3042	
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※⑤番窓口でご相談ください 【主なもの】 ・親と子の健康保険証 ・マイナンバーが確認できるもの ・申請者と児童の戸籍謄本(ひとり親となった事由が確認できるもの) ・申請者の通帳またはキャッシュカード			
	第2子以降(0～2歳児)のお子さんを保育所等を利用せず、家庭で育児している方 (条件:両親共に育児休業給付金を受給していない)	在宅育児応援手当の申請・相談	※⑤番窓口でご相談ください			
	未熟児で出産し、医療給付の助成を受けていた方	養育医療給付の相談・申請	※⑤番窓口でご相談ください			
	18歳未満のお子さんがある方	予防接種予診票の交付	・母子健康手帳 ・子のマイナンバーが確認できるもの ・来庁者の身分証明書		④健康増進課(1階) 0776-50-3067	
	保育園・認定こども園・幼稚園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※⑧番窓口でご相談ください		⑧保育課(1階) 0776-50-3088	
	児童クラブの利用を希望する方	児童クラブの利用相談				

裏面へ続く

	手続き	必要なもの	該当	問合窓口	受付済
下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください					
介護 65歳以上の方 前の住所地で要介護認定を受けていた方 (認定申請中の方を含む)	新しい介護保険被保険者証の交付 (保険者証は坂井地区介護広域連合から後日郵送) ※前の住所地での要介護度を継続するには、転入日から14日以内に手続きが必要です (住所地特例の対象施設への転入を除く)	(お持ちの方) ・介護保険受給資格証明書		⑦高齢福祉課(1階) 0776-50-3040	
障がい 障がいの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳(愛護手帳・愛の手帳) ・精神障害者保健福祉手帳	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーが確認できるもの ・県外から転入した場合 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の場合は、上記に加え顔写真(タテ4cm×ヨコ3cm)1枚			
重度障害者(児)医療費助成を受けていた方	重度障害者(児)医療費助成の相談・申請	・健康保険証 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・マイナンバーが確認できるもの (同一住所の方全員分) ・受給者の振込口座の通帳			
自立支援医療費助成を受けていた方 (自立支援医療受給者証をお持ちの方) ・育成医療 ・更生医療 ・精神通院医療	自立支援医療費助成の相談・申請受給者証の変更	・自立支援医療受給者証 ・健康保険証 ・マイナンバーが確認できるもの (同一保険加入者全員分) ・申請者の認印 ・診断書(場合による)		⑥社会福祉課(1階) 0776-50-3041	
障がい者手当を受けている方 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	住所変更 ※引き続き手当を受けるためには転入日から14日以内に手続きが必要です	・マイナンバーが確認できるもの (同一住所の方全員分) ・受給者の振込口座の通帳(口座を変更する場合のみ)			
特別児童扶養手当を受けている方	住所変更	・特別児童扶養手当証書 ・マイナンバーが確認できるもの (保護者と対象児童)			
障がいのサービスを受けていた方 ・障害福祉サービス (居宅介護、短期入所、生活介護、就労支援A型・B型など) ・障害児通所サービス (通所による療育支援、保育所等訪問支援など) 等	サービス利用の相談・申請	・現在お持ちの受給者証 ・マイナンバーが確認できるもの (本人と配偶者・児童の場合には児童と保護者)			
税・料金 上下水道を使用する方	水道開栓届	※FAX、電子申請サービスまたは郵送でも手続きできます		上下水道お客さまセンター (2階①) 0776-50-3131 FAX 0776-67-2955	
税金等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・口座振替を希望する口座のキャッシュカード		⑩-1 税務課(1階) 0776-50-3024 または各金融機関 <input type="text"/> 支所	
海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任	※⑩-2番窓口でご相談ください		⑩-2 税務課(1階) 0776-50-3023 <input type="text"/> 支所	
原付バイク・小型特殊・農耕車を所有している方	軽自動車の相談・申告	※⑩-2番窓口でご相談ください		⑩-2 税務課(1階) 0776-50-3023	
その他 犬を飼っている方	犬の住所変更手続き ※1 転入届から30日以内に手続きをしてください ※2 犬が指定登録機関に登録したマイクロチップを装着している場合は左記QRコードからお手続きください(市での手続きは不要です)	前住所地の鑑札(お持ちの方) ※2に該当する場合は手続き不要です		②環境推進課(1階) 0776-50-3032 <input type="text"/> 支所	
20歳以上でがん検診を希望する方 (胃・肺・大腸・乳※・子宮) ※40歳以上	がん検診受診券発行の申請	お電話や電子申請でもお申込みできます		④健康増進課(1階) 0776-50-3067	
農業者年金を受給している方	住所変更の手続き	※農業委員会でご相談ください		農業委員会(2階⑥) 0776-50-3151	



坂井市役所

〒919-0592

坂井市坂井町下新庄第1号1番地

☎ 0776-66-1500(代表)

R6.6月版

受付時間 朝 8時30分 ~ 夕方 5時15分

(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はおやすみです)

○三国支所: 坂井市三国町中央一丁目5番1号

☎0776-82-8900・82-8901・82-8902

○丸岡支所: 坂井市丸岡町西里丸岡第12号21番地1

☎0776-68-0801・66-0803・66-0804

○春江支所: 坂井市春江町随應寺第17号10番地

☎0776-51-9401・51-9403

坂井市ホームページ <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>

坂井市

LINE 公式アカウント

こちらの QR コードから
「福井県坂井市」を友だちに追加→



坂井市ファンクラブ 会員募集中!

入会費・年会費 無料

坂井市ファンクラブ

SAKA-hash-KAI



相談先の方からない福祉のご相談は、このマークのある窓口へ、気軽に相談ください。



お困りごと相談窓口
(坂井市ホームページ)